



2025年7月25日

各 位

会 社 名 アーキテクト・スタジオ・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 庵 下 伸 一 郎
(コード番号：6085 東証グロース)
問合せ先 執行役員 管理本部長 生 島 始 郎
(TEL. . 03-6262-1256)

当社元代表取締役で現取締役である者による不正行為及びその疑いのある行為に関する 調査委員会の設置について

本日開催の取締役会において、当社元代表取締役で現取締役である者（以下、元代表取締役とする）による金融商品取引法に係る不正行為への関与の疑義、及び当社資金の私的流用事案等が明らかになったことから、社内に調査委員会を設置し、事実の調査確認等を行うとともに、元代表取締役についての取締役解任事由の有無及び解任決議案上程の是非並びに責任追及の方法について意見を求めることを、本来決議に参加しない利害関係者である元代表取締役も含め取締役全員の賛成により決議いたしました。

関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけすることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 現時点で判明している事項

- 1) 元代表取締役が東証スタンダード上場企業との間で、金融商品取引法に係る不正行為への関与の疑義を確認、認識いたしました。
- 2) 元代表取締役が、経費精算において、虚偽の申告を行い、私的な支払いについても業務上の経費と偽り、不適切な金銭の交付を受けた疑いがあることを認識いたしました。
当該事案については本日の取締役会において、調査報告書の分については元代表取締役がその事実を認めており、今後は調査範囲、期間を拡げて実態の解明を行う必要性が生じております。
- 3) 元代表取締役と一部取引先との不適切な関係とそれに伴う不明朗な金員のやり取りが長年継続して行ってきたと疑われる事実が確認されました。
- 4) その他、内部告発、外部から情報提供についても問題となる事案が確認、認識されております。

2. 調査委員会の設置及び目的

当社は、一連の不正行為及びその疑いのある行為が発覚したことを受けて、以下を目的とする調査委員会を設置することを決議いたしました。

- 1) 本件不正行為等に係る事実の調査・確認

- 2) 同様の事実の有無の調査・確認
- 3) 元代表取締役の取締役解任事由の有無及び解任決議案上程の是非
- 4) 元代表取締役に対する法的責任追及の可否及び方法

3. 調査委員会の構成

調査委員の選定に際しましては、当社監査等委員取締役が、委員長としては独立した立場を有する弁護士が望ましいと考えており、その他の委員については当社の社内状況、これまでの調査にも精通している当社独立社外取締役である監査等委員取締役と当該事案等の調査経験のある有識者にて構成する方針で、人選を進めております。決定次第、お知らせいたします。

4. 今後の対応及び業績への影響について

本件不正行為の疑いに関する調査委員会による調査期間は、すでに完了している社内調査結果（上場会社の不正行為への関与の疑義につきましては、2025年1月27日調査開始、7月2日報告、統括責任者：経営管理本部長生島始郎、社長室長後藤有作、私的流用につきましては、2024年11月11日調査開始、7月24日報告、統括責任者：代表取締役社長庵下伸一郎、社長室長後藤有作）内部及び外部からの告発、さらに社員全員より社内での調査に全面的に協力する意思確認を完了していることから、8月下旬に予定されている臨時取締役会の開催までには報告書の提出が行われるものと判断しています。

当社としては現時点で判明している事実を基に関係各所に告発、報告、相談も開始しており、当該調査委員会の報告書を受領次第、適時開示し、調査委員会の報告内容を踏まえて、適切に対処していくことを基本方針としております。

また、業績に対する影響は現在精査中ではありますが、調査委員会による調査結果を踏まえ、確定次第速やかに開示します。

今般の事象の発生について、当社はこれを厳粛に受け止め、再発防止及び皆様からの信頼回復に向けて全力で取り組んで参る所存ですが、それらの内容につきましても確定次第、開示いたします。

以上